

グリーストラップの適正な維持管理のお願い

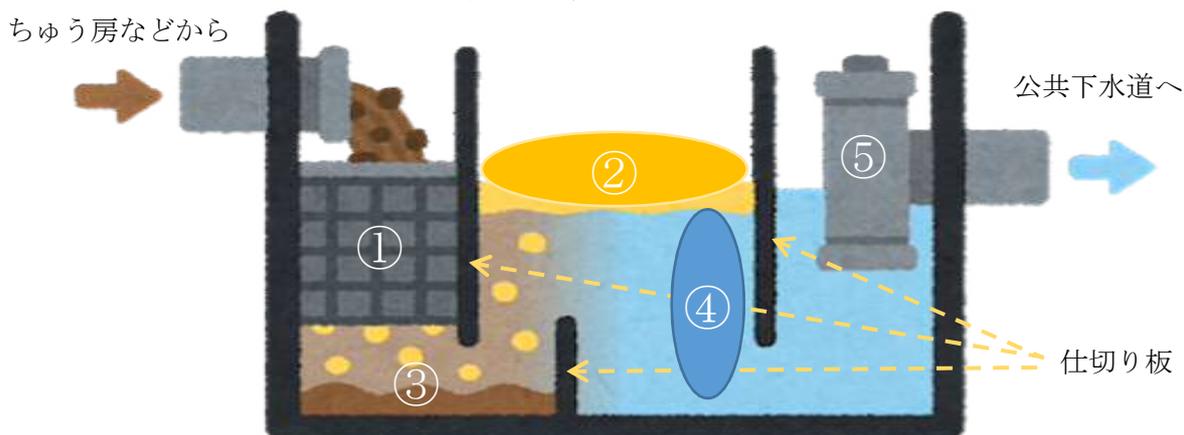
ちゅう房等からの排水は油分を多く含んでいるため、グリーストラップを設置して適正に処理することが必要です。

また、グリーストラップは、清掃等の維持管理を怠ると、悪臭の発生のほか、排水管の詰りの原因や終末処理場における水質浄化の機能に悪影響を及ぼす原因にもなりますので、定期的に清掃を行い、適正な維持管理に努めてください。

1.グリーストラップの維持管理について

- ① 毎日、グリーストラップのふたを開けて槽内の状態を確認し、バケツに溜まったゴミを掃除してください。
- ② 週に1回程度、水面に浮いている油脂分やゴミなどを掃除してください。（※油分やゴミが多い場合は、毎日掃除してください。）
- ③ 月に2回程度、グリースフィルターに付着した汚れをブラシ等で掃除してください。
- ④ 月に1回程度、底に溜まった汚泥（沈殿物）を掃除してください。
- ⑤ 3か月に1回程度、槽の内部を掃除してください。
（※槽内の汚れが多い場合は、1か月に1回掃除してください。）

ーグリーストラップのイメージー



※ そもそもグリーストラップとは???

グリーストラップは、排水中から油脂分を分離して集める設備であり、油脂分の分解や処理をするものではありません。

グリーストラップの仕切り版を外したまま使用したり、適正な位置に設置せずに使用するとグリーストラップが正常に機能しなくなりますので、正しく使用してください。

2.動植物油脂類が下水道施設に及ぼす影響について

油脂分を分離して集めるグリーストラップを設置しないと、動植物油脂類が下水道管に流れ込み、下水道施設に次のような影響を及ぼします。

- 動植物油脂類が下水道に流入すると、下水道管に付着し、下水道管を閉塞させます。その結果、下水は終末処理場まで流れていかず、下水が道路等にあふれ出すなど衛生上大きな被害が出ます。
- 下水道管に付着した油脂がはがされると終末処理場やポンプ場の設備を詰まらせ、操作に障害を及ぼすことがあります。
- 動植物油脂は、終末処理場の活性汚泥の働きを弱める原因となり、処理能力の低下につながります。

3.下水道に排出する下水の水質基準について

下水道施設を保全し、下水の適正な処理を行うため、下水道法及び一関市下水道条例により、飲食店等から排出される下水について動植物油脂類の排除基準が定められています。

下水道法及び一関市下水道条例に基づく排除基準値
ノルマルヘキサン抽出物質含有量
(動植物油脂類含有量) 30mg/L 以下

この排除基準値を超えないようグリーストラップの設置及び適正な維持管理をお願いします。

また、公共下水道の機能保全のため、市職員が立入検査を行う場合があります。この際に排除基準に適合しないと認められるときは、グリーストラップの清掃等の指導を行うことがあります。

4.排除基準の遵守に向けた取り組みについて

グリーストラップを適正に維持管理していても、グリーストラップに流れこむ油脂分が多ければ、排除基準に適合しない場合があります。

そのため、油脂分が下水に流入しないように、次のことを徹底していただくようお願いします。

- 調理で残った油は流さず、回収する。
- 調理器具や食器等に付着した汚れは布や紙等でできる限りふき取る。
- 調理で生じた残り物（ラーメンのスープ）等は、直接排水するのではなく、目の細かい布等で濾してから流す。

※ 上記の方法でも、排除基準を下回らない場合は、専門の産業廃棄物処理業者に維持管理を委託していただくようお願いします。

【お問い合わせ先】一関市役所 上下水道部下水道課 普及係
TEL:21-8572/FAX:21-0078